

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前			改正後		
(前 略) (始業及び終業の時刻) 第4条 教職員の勤務の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。 (1) 始業 午前8時30分 (2) 終業 午後5時15分 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる教職員についての始業及び終業の時刻は、同表に定めるところによる。 4 (略) (休憩時間) 第5条 教職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1及び第2に掲げる教職員の休憩時間については、労基法第34条第2項の労使協定の定めるところにより同表のとおりとする。 4・5 (略) (後 略)			(始業及び終業の時刻) 第4条 (1) (2) 2 3 4 (休憩時間) 第5条 2 3 4・5 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 別表第1 (第4条、第5条関係)		
別表第1 (第4条、第5条関係)			別表第1 (第4条、第5条関係)		
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)			(同 左)		
企画・情報部企画課に勤務する職員のうち、企画・情報部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで	企画・情報部に勤務する職員のうち、企画・情報部長が指定する者	(同 左)	(同 左)
	午前7時30分から午後4時15分まで			(同 左)	
	午前8時から午後4時45分まで			(同 左)	
	午前9時から午後5時45分まで			(同 左)	
	午前9時30分から午後6時15分まで			(同 左)	
別表第2～別表第5 (略)			別表第2～別表第5 (同 左)		